

毎週金曜日発行（但休日相当ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
米飯提供業者の登録
定期外健康診断の実施
身体障害者福祉法による医師の指定
土地改良事業計画の縦覧

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	所	営業所の所在地
七五四	中塚 義雄	まるとく	鳥取市今町一の一二七		住所に同じ
七五五	上田 経雄	まるきん	"	東品治六	"
七五六	遠藤 敏夫	栄屋	西伯郡岸本町岸本三〇三	"	"

鳥取県告示第四百七十一号

結核予防法第五条の規定に基づく定期外健康診断を次のとおり定めこれを実施する。

昭和三十二年九月二十四日

告示

鳥取県告示第四百七十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

健康診断を受けるべき者

一 食品衛生法第二十一条の規定により知事の許可を受けて営業している者及びその従業者

鳥取県知事 遠藤 茂

2 旅館業法第三条の規定により知事の許可を受けて営業をしている者及びその従業者

3 鳥取県調理士条例第四条の規定による調理士で調理に従事している者

4 理容師法第二条及び美容師法第三条の規定により免許を受けて営業をしている者及びその従業者

5 クリーニング業法第六条の規定により免許を受けて営業している者及びその従業者

二 健康診断の実施期日

昭和三十二年十月二十一日

十一月十五日

三 検診の場所

浜村保健所

四 健康診断の実施区域

浜村保健所管内一円

鳥取県告示第四百七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第十五条の規定にもつき身体障害者が診断を受ける医師を次のとおり取消する。

昭和三十二年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名 氏名 住所 取消事由

耳鼻咽喉科 宮本正明 鳥取市吉方一 退職

鳥取県立中央病院

鳥取県告示第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により鳥取市大杵村上想太郎ほか十四人の者から大杵東今在家土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（区画整理事業）及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年九月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年九月二十五日から同年十月十四日

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。